

		事業年度				法人名																																			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細														前事業年度の法人税割額の明細																											
摘 要				課 税 標 準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税 額				(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		②③		(兆 十 億 千 円)																							
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																																									
所得割	所得金額総額		③④																法 人 税 割 額		②④																				
	所 得 金 額		③⑤																道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額		②⑤																				
付加価値割	付加価値額総額		③⑥																税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額		②⑥																				
	付 加 価 値 額		③⑦																外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		②⑦																				
資本割	資本金等の額総額		③⑧																外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額		②⑧																				
	資 本 金 等 の 額		③⑨																仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額		②⑨																				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																																									
収入割	収入金額総額		④⑩																納付すべき法人税割額 ②④－②⑤＋②⑥－②⑦－②⑧－②⑨－③⑩		③①																				
	収 入 金 額		④⑪																③①のうち特別控除取戻税額等に 係る 法 人 税 割 額		③②																				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																																									
所得割	所得金額総額		④⑫																																						
	所 得 金 額		④⑬																																						
付加価値割	付加価値額総額		④⑭																																						
	付 加 価 値 額		④⑮																																						
資本割	資本金等の額総額		④⑯																																						
	資 本 金 等 の 額		④⑰																																						
収入割	収入金額総額		④⑱																																						
	収 入 金 額		④⑲																																						
合計事業税額 ③⑤＋③⑦＋③⑨＋④⑪＋④⑬＋④⑮＋④⑰＋④⑲														⑤⑩																											
事業税の特定寄附金税額控除額														⑤⑪																											
仮装経理に基づく事業税額の控除額														⑤⑫																											
租税条約の実施に係る事業税額の控除額														⑤⑬																											
納付すべき事業税額 ⑤⑩－⑤⑪－⑤⑫－⑤⑬														⑤⑭																											
⑤④の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																																								
	所得割		⑤⑤																付加価値割		⑤⑥																				
	資本割		⑤⑦																収入割		⑤⑧																				
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																																								
	所得割		⑤⑨																付加価値割		⑥⑩																				
	資本割		⑥①																収入割		⑥②																				
摘 要				課 税 標 準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税 額																															
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額				⑥③														0:0																							
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額				⑥④														0:0																							
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額				⑥⑤														0:0																							
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (⑥③＋⑥④＋⑥⑤)														⑥⑥																											
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額														⑥⑦																											
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額														⑥⑧																											
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑥－⑥⑦－⑥⑧														⑥⑨																											

		事業年度		法人名																			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細												前事業年度の法人税割額の明細											
摘要		課税標準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税額				(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		(兆 十億 百万 千 円)							
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																							
所得割	所得金額総額	34											法人税割額		24								
	所得金額	35											道府県民税の特定 寄附金税額控除額		25								
付加価値割	付加価値額総額	36											税額控除超過額 相当額の加算額		26								
	付加価値額	37											外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額		27								
資本割	資本金等の額総額	38											外国の法人税等 の額の控除額		28								
	資本金等の額	39											仮装経理に基づく 法人税割額の控除額		29								
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																							
収入割	収入金額総額	40											租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額		30								
	収入金額	41											納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30		31								
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																							
所得割	所得金額総額	42											①のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額		32								
	所得金額	43											差引法人税割額 31-26-32		33								
付加価値割	付加価値額総額	44																					
	付加価値額	45																					
資本割	資本金等の額総額	46																					
	資本金等の額	47																					
収入割	収入金額総額	48																					
	収入金額	49																					
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49		50																					
事業税の特定寄附金税額控除額		51																					
仮装経理に基づく事業税額の控除額		52																					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		53																					
納付すべき事業税額 50-51-52-53		54																					
54の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																						
	所得割	55					付加価値割		56														
	資本割	57					収入割		58														
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																						
	所得割	59					付加価値割		60														
	資本割	61					収入割		62														
摘要		課税標準				税率 ($\frac{\quad}{100}$)		税額															
法第72条の2第1項第1号に掲げる 事業の所得割に係る特別法人事業税額		63					0:0																
法第72条の2第1項第2号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額		64					0:0																
法第72条の2第1項第3号に掲げる 事業の収入割に係る特別法人事業税額		65					0:0																
合計特別法人事業税額 (63+64+65)		66																					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		67																					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		68																					
納付すべき特別法人事業税額 66-67-68		69																					